

第3章 取組の方向・推進施策・推進事業

◆ 施策の体系

取組の方向	推進施策
①確かな学力の向上 P 7	1 区独自の学力調査の実施 2 個に応じた学習指導の充実 3 外国語活動・外国語教育の充実 4 理数教育の充実 5 今日的課題に対応した指導内容・方法の工夫・改善
②豊かな心の育成 P 11	1 人権教育の充実 2 道徳教育の充実 3 いじめ防止等の取組の推進 4 不登校等への対応の取組の推進 5 国際理解教育の推進 6 伝統と文化に関する教育の推進 7 環境教育の充実 8 体験学習の実施 9 特別活動の充実
③健やかな体の育成 P 17	1 体力向上に向けた取組の推進 2 健康教育の推進 3 食育の推進
④学校における質の高い 教育環境の確保 P 19	1 信頼される教員の育成 2 チーム学校の推進 3 学校の創意を生かした学校づくりの促進 4 特別支援教育の推進 5 日本語指導の充実 6 小学校・中学校間の連携・交流の強化 7 幼稚園、こども園、保育園等と小学校との円滑な接続
⑤子どもの安全・安心の確保 P 25	1 家庭・地域の協力による安全対策 2 生活安全教育の推進と安全体制の確保 3 防災教育の推進
⑥家庭・地域との連携 P 27	1 地域の人材や資源を活用した教育活動の推進 2 部活動の充実 3 学校施設の活用による放課後事業の充実 4 学校評価の活用による教育活動と学校運営の改善・充実
⑦快適な学校環境の整備 P 30	1 校舎の改築等の推進 2 学習・生活環境の改善 3 教室のＩＣＴ環境整備と校務の情報化の推進 4 図書館機能の充実と読書活動の推進 5 区立中学校の適正規模の確保と適正配置の推進
オリンピック・パラリンピック教育の推進 P 33	

推進事業	
1	区独自の学力調査の実施・活用
2	学習指導講師の配置・活用
3	学習指導員の配置・活用
4	外国語教育9年間のカリキュラムの実施
5	外国語指導員（ALT）の派遣
6	イングリッシュキャンプ・イングリッシュサマースクールの実施
7	小学校の英語教科化に向けた取組
8	指導方法の工夫・改善
9	観察実験支援員の配置・活用
10	理科講演会の実施
11	大学、NPO法人等と連携した実験・体験教室の実施
12	アクティブ・ラーニングを取り入れた授業の推進
13	小学校午前5時間制の実施・検証
14	小学校におけるプログラミング教育の導入の検討
15	ICT機器を活用した指導の充実
16	人権教育の推進
17	体罰を根絶する取組の推進
18	教員の人権意識の啓発
19	道徳の指導の充実
20	道徳の授業における評価の実施
21	複数の教員による道徳の指導の実施
22	いじめ防止の教育の充実
23	区におけるいじめ防止等の取組の充実
24	学校におけるいじめ防止等の取組の充実
25	不登校児童・生徒等の学習支援の充実
26	教育相談の支援体制の充実
27	関係機関との連携強化
28	世界ともだちプロジェクトの推進
29	国際交流事業の推進・支援
30	伝統芸能保持者の学校派遣
31	日本文化の体験事業の実施
32	学校版めぐろグリーンアクションプログラムの実施
33	自然宿泊体験教室事業の実施
34	職場体験活動の実施
35	学級活動の活性化
36	東京ユースボランティア活動の実施
37	スマイルプロジェクトの推進
38	連合行事の実施・充実
39	スポーツ健康手帳・リーフレットの活用
40	体カテストの実施
41	オリンピック等との交流
42	健康課題解決に向けた事業実施
43	給食後の歯磨き運動の推進
44	食育の取組の充実
45	安全・安心な学校給食の提供
46	給食食材の放射性物質検査
47	教員人材育成のあり方の検討
48	職層研修の充実
49	教育課題に対応した研修の充実
50	教員表彰制度の運用
51	特別支援教育の視点をもつ教員の育成
52	小学校における副担任制の推進
53	小学校における教科担任制等の推進
54	スクールカウンセラーの活用
55	スクールソーシャルワーカーの活用
56	校務改善の推進
57	各学校の創意を生かした教育計画・指導計画の作成
58	隣接学校希望入学制度
59	発達障害等の児童・生徒に対する支援体制の整備
60	校内委員会の機能充実
61	巡回相談員チームの学校派遣及び専門的な相談支援体制の充実
62	交流及び共同学習の充実
63	教育支援委員会の開催
64	就学相談の充実
65	関係機関との連携強化
66	教員の日本語指導力の向上
67	日本語教室の実施
68	小学校・中学校間の連携・交流の強化
69	部活動の見学・体験入部の実施
70	児童会・生徒会の交流活動の推進
71	幼稚園、こども園、保育園等と小学校との円滑な接続
72	小1学級支援員の任用
73	就学前ガイダンス等の実施
74	めぐろ子ども見守りメール（学校緊急情報連絡システム）の運用
75	地域の協力による安全ネットワークの充実
76	計画的な安全教育の推進
77	情報モラル教育の充実
78	防災教育の推進
79	ゲストティーチャーの活用
80	美術館・文化ホールを活用した事業実施
81	伝統芸能保持者の学校派遣
82	部活動支援の充実
83	ランドセルひろばの充実
84	子ども教室事業の推進
85	放課後子ども総合プランの推進
86	学校評価の実施・活用
87	第三者評価制度実施
88	学校評議員制度の活用
89	小学校改築等
90	トイレの環境改善
91	校庭の整備
92	水道水の直結化工事
93	学校のICT環境整備
94	校務用システムの改善
95	学校図書館蔵書の充実
96	図書館ボランティア・学校図書館支援員の活用等
97	区立小・中学校向け図書館サービスの実施
98	南部・西部地区の区立中学校の統合に向けた取組

取組の方向①

確かな学力の向上

児童・生徒が個性と能力を伸ばし、社会を生き抜いていくための基盤として、児童・生徒一人ひとりの「確かな学力」を育成することが求められています。

児童・生徒に生きて働く知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するための思考力、判断力、表現力等をはぐくみ、自ら学びに向かう力を身につけさせるとともに、児童・生徒一人ひとりがもつよさや可能性を伸ばすために、今日的な課題への対応を含め指導方法等の工夫・改善を図ります。

現状・取組の必要性

- 全国学力・学習状況調査結果から、小・中学校の平均正答率は、「知識」・「活用」とも、調査した全教科において、全国及び東京都の平均正答率を上回る結果となっていますが、「知識」と「活用」との比較では、「活用」に関する問題の平均正答率が「知識」に関する問題より低い傾向が見られます。アクティブ・ラーニングを取り入れた授業など、指導内容・方法の工夫・改善に取り組む必要があります。
- グローバル化の進展の中で、英語によるコミュニケーション能力の育成に向け、一層、外国語活動・外国語教育の充実に取り組む必要があります。

推進施策

1 区独自の学力調査*¹の実施

教育委員会では、児童・生徒一人ひとりの学力の定着状況を把握し、指導方法の改善に役立てるために、区独自の学力調査を小学校2年生から中学校3年生までの児童・生徒を対象に毎年実施し、学力調査結果を集計・分析の上、各学校へ資料提供します。

各学校では、区の学力調査結果等を踏まえ、「授業改善プラン*²」を作成し、授業活動の工夫を図るなど、わかる授業を展開します。保護者へは、学力調査の結果を記録した個人票*³による学習相談を実施し、家庭学習のポイントや学習に適した生活習慣のあり方を説明します。

推進事業	実施策	29年度	30年度	31年度	32年度
1 区独自の学力調査の実施・活用	■学習指導要領の内容に合わせた学力調査の実施	全小・中学校			▶
	■調査結果に基づく授業改善プランを作成・実施	全小・中学校			▶
	■個別学習相談・個人面談の実施	全小・中学校			▶
	■学習教材（フォローアップワークシート）の活用	全小・中学校			▶

2 個に応じた学習指導の充実

学習指導講師*⁴や学習指導員*⁵の区独自の任用を継続し、少人数指導*⁶やティーム・ティーチング*⁷など個に応じた学習指導の充実を図ります。

さらに、中学校において学習指導員を活用した放課後の学習指導や土曜日の補習教室など通常の授業以外での学習の機会を設定し、より重層的な学習指導の充実を図ります。

推進事業	実施策	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
2 学習指導講師の配置・活用	■学習指導講師の配置 全小学校 大鳥中（英語） 目黒中央中（しいのき学級指導講師）				▶
3 学習指導員の配置・活用	■学習指導員の配置 全小・中学校				▶
	■放課後学習・土曜日の補習教室の実施 全中学校				▶

3 外国語活動*⁸・外国語教育の充実

小学校低学年段階から、英語の音声や基本的な表現に慣れ親しむことができるよう英語活動を行います。高学年では、平成32年度から新たに教科化される英語教育に向けた先行実施に取り組み、中学校外国語（英語）の学習につながるコミュニケーション能力の素地を培います。

さらに、中学校との接続を踏まえた区独自の外国語教育モデルカリキュラムを活用し、小・中学校9年間を通して一貫した指導を行います。

全小・中学校へALT*⁹（外国語指導員）を引き続き派遣し、ALTとの直接的な会話などにより英語学習への意欲を高め、コミュニケーション能力の向上を図ります。

また、中学校を対象に、夏季休業中にイングリッシュキャンプ*¹⁰・イングリッシュサマースクール*¹¹を実施します。

推進事業	実施策	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
4 外国語教育9年間のカリキュラムの実施	■目黒区外国語教育モデルカリキュラムの活用及び接続期の中学校英語科の充実 全小・中学校				▶
	■研究開発校の研究成果を踏まえた目黒区外国語教育モデルカリキュラムの改訂 —	改訂	活用		▶
	■区独自の英語教材「Welcome to Meguro」の活用 新規 全小学校	作成	活用		▶
5 外国語指導員（ALT）の派遣	■外国語指導員（ALT）の派遣・活用 全小・中学校				▶
6 イングリッシュキャンプ・イングリッシュサマースクールの実施	■イングリッシュキャンプの実施 大鳥中学校				▶
	■イングリッシュサマースクールの実施 全中学校				▶

推進事業	実施策		29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
7 小学校の英語教科化に向けた取組	■英語教育推進地域事業（都）の実施	全小学校	実施	—	—	—
	■小学5・6年における英語教科化に向けた先行実施 新規	小学校	—	先行実施	————▶	本格実施

4 理数教育の充実

理科に対する興味・関心を高めるために、観察や実験を重視します。また、学習指導講師や学習指導員とのチーム・ティーチングや観察実験支援員の活用により、実験の充実を図るなど「学ぶ喜び」、「学ぶ楽しさ」を実感できる「わかる授業」を展開します。さらに、中学生を対象にノーベル賞受賞者など著名人による講演会やNPOなどと連携した実験教室などを実施します。

算数・数学科では学習指導講師や学習指導員を活用し、低学年段階から少人数指導やチーム・ティーチングなどのきめ細やかな学習指導を行います。

推進事業	実施策		29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
8 指導方法の工夫・改善	■教育開発指定校の研究成果等を生かした指導法の工夫・改善	小学校	————	————	————	————▶
	■区独自の補助教員を活用した少人数指導やチーム・ティーチングの実施	小・中学校	————	————	————	————▶
9 観察実験支援員の配置・活用	■小・中学校への配置・活用	小・中学校	拡充	————	————	————▶
10 理科講演会の実施	■ノーベル賞受賞者等の著名人による講演会の実施	全中学校 1年生	年1回	————	————	————▶
11 大学、NPO法人等と連携した実験・体験教室の実施	■大学、NPO法人等と連携した体験的な実験教室の実施	小・中学校	検討	実施	————	————▶

5 今日の課題に対応した指導内容・方法の工夫・改善

「主体的・対話的で深い学び」を実現させるために、アクティブ・ラーニング^{*12}を取り入れた授業や、論理的な思考をはくぐむためのプログラミング教育^{*13}の導入を検討します。

小学校英語の教科化など今日の課題に対応して午前5時間制^{*14}を含めた教育課程^{*15}の弾力的運用を検討します。

また、ICT^{*16}機器をより有効に活用していくためのICT教育推進計画の策定に向けて検討を進めます。

推進事業	実施策		29年度	30年度	31年度	32年度
12 アクティブ・ラーニングを取り入れた授業の推進	■新学習指導要領に対応した指導資料の作成 新規	小・中学校	検討	作成	活用	-----▶
	■アクティブ・ラーニングを取り入れた授業に関する研修の実施 新規	小・中学校	実施	拡充	拡充	-----▶
13 小学校午前5時間制の実施・検証	■小学校午前5時間制の検証・推進	小学校	検証	拡充	拡充	拡充
14 小学校におけるプログラミング教育の導入の検討	■指導計画の検討・作成 新規	小学校	検討	作成	—	—
	■プログラミング教育の実施 新規	小学校	—	—	実施	-----▶
15 ICT機器を活用した指導の充実	■ICT教育推進計画の検討・策定	小・中学校	検討	作成	実施	-----▶

取組の方向②

豊かな心の育成

豊かな心は、自他の違いを認め、他人を思いやることや自然を愛し、美しいものに感動する体験などからはぐくまれます。人権教育・道徳教育や体験学習などの取組を推進し、子どもたちの豊かな心を育成します。

現状・取組の必要性

- 日本の若者は、諸外国の若者と比べ、自己を肯定的に捉えている者の割合が低いといわれています。教員が子どもたちのよい面を見つけるとともに、子どもたちが他者のよさを認め、互いに尊重し合うことが求められています。
- 自制心や規範意識の低下、基本的な生活習慣の乏しさ、人間関係を形成する力の低下など、心の活力が弱まっているとの指摘があります。心を育てる多様な教育活動を推進する必要があります。
- いじめは、重大な人権侵害であり絶対に許されない行為です。いじめが社会問題となる中で制定された「いじめ防止対策推進法」の趣旨を踏まえ、区としても、これまでの取組を一層強化する必要があります。
- 不登校等の未然防止や早期発見のために、子どもの声を聴き、支えることのできる豊かな人間性と指導力を備えた教員の育成や教育相談機能、組織的な校内支援体制の充実が必要です。

推進施策

1 人権教育の充実

人権尊重を基本原理とする日本国憲法に基づき、区は「目黒区子ども条例」を制定するなど人権に関する諸施策を展開しています。学校教育においては、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、相互理解と連帯意識を培い、あらゆる差別や偏見をなくすため、子どもたちの発達段階に応じた人権教育を推進します。

また、研修の実施等により、教員の意識啓発を積極的に行います。

推進事業	実施策	29年度	30年度	31年度	32年度
16 人権教育の推進	■人権教育の充実 全小・中学校				▶
17 体罰を根絶する取組の推進	■「目黒区体罰根絶マニュアル」の活用 全小・中学校				▶
	■部活動外部指導員研修の実施 —				▶
18 教員の人権意識の啓発	■eラーニングを含む人権教育研修の実施 全小・中学校				▶
	■「人権尊重教育推進委員会だより」による教員への人権意識啓発 全小・中学校				▶
	■人権感覚チェックシートを活用した校内研修の実施 全小・中学校				▶

2 道徳教育の充実

各学校においては、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じ、子どもたちが道徳的諸価値の理解を基に自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深めるよう取り組みます。体験活動を生かした道徳の授業を推進するとともに、道徳授業地区公開講座だけでなく学校公開日の中でも道徳の授業を実施します。また、「特別の教科 道徳」*17が小学校は平成30年4月から、中学校は平成31年4月から実施されることに伴い、評価が確実に行われるよう評価方法について検討を進めます。

推進事業	実施策	29年度	30年度	31年度	32年度
19 道徳の指導の充実	■道徳教育推進研修の実施	—			▶
	■道徳授業地区公開講座の実施	全小・中学校			▶
	■区独自の副読本「めぐろの心」・「こころの広場」の活用	全小・中学校			▶
20 道徳の授業における評価の実施	■評価方法の検討 新規	検討	—	—	—
	■評価の実施 新規	全小・中学校	—	実施 (小学校)	実施 (中学校) ▶
21 複数の教員による道徳の指導の実施	■複数教員による指導の実施 新規	小・中学校	検討	実施	▶

3 いじめ防止等の取組の推進

「いじめ」は、重大な人権侵害であり、絶対に許されない行為であるとの認識の下、一人ひとりの子どもがお互いを尊重し、大切にする教育を推進します。

また、「目黒区いじめ防止対策推進条例」、「目黒区いじめ防止基本方針」などに基づき、関係機関との連携や付属機関の設置など、いじめ防止等の取組体制の一層の強化を図ります。

推進事業	実施策	29年度	30年度	31年度	32年度
22 いじめ防止の教育の充実	■「いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議」の実施	全中学校区			▶
	■いじめ防止啓発ポスター・チラシの作成・配付	全小・中学校	見直し 作成・配布		▶
23 区におけるいじめ防止等の取組の充実	■いじめ問題対策連絡協議会の設置 新規	—	設置		▶
	■教育委員会いじめ問題対策委員会の設置 新規	—	設置		▶
24 学校におけるいじめ防止等の取組の充実	■学校いじめ対策委員会の活用	全小・中学校			▶
	■学校サポートチームの活用 新規	小・中学校	活用		▶

※「目黒区いじめ防止対策推進条例」、「目黒区いじめ防止基本方針」は、平成28年度に制定又は策定に向けて取り組んでいるため、その結果を踏まえた内容に変更する場合があります。

4 不登校等への対応の取組の推進

(1) 学習支援の充実

学習支援教室「めぐろエミール」では、不登校の児童・生徒に対する学習支援内容を充実させるとともに、一人ひとりの学習上の困難さに応じた指導・援助を行います。

また、めぐろ学校サポートセンター職員の学校訪問により、不登校等の未然防止や児童・生徒の様々な課題解決に向けた相談や教職員への研修等を実施します。

さらに、eラーニング^{*18}などのデジタルコンテンツ^{*19}を活用した学習支援事業について、充実を図ります。

推進事業	実施策	29年度	30年度	31年度	32年度
25 不登校児童・生徒等の学習支援の充実	■学習支援教室「めぐろエミール」の開設・運営	—			▶
	■めぐろ学校サポートセンター職員による学校訪問相談等の実施	小・中学校	拡充		▶
	■eラーニングによる学習支援の充実	小・中学校			▶

(2) 教育相談^{*20}の充実と関係機関との連携強化

スクールカウンセラー^{*21}の幼稚園・こども園への派遣の拡充、電話や来室による教育相談の推進、スクールソーシャルワーカー^{*22}の活用の拡充などにより、めぐろ学校サポートセンターを中心とした教育相談の支援体制の充実を図るとともに、福祉も含めた関係機関と連携を強化し、課題解決を図ります。

推進事業	実施策	29年度	30年度	31年度	32年度
26 教育相談の支援体制の充実	■スクールカウンセラーの活用	小・中学校 幼稚園 こども園	拡充 (幼稚園・こども園)	拡充 (幼稚園・こども園)	▶
	■スクールカウンセラー・教育相談員等の研修会実施	—			▶
	■教員対象の教育相談初級研修会の実施	—			▶
27 関係機関との連携強化	■スクールソーシャルワーカーの活用	—	拡充		▶
	■スーパーバイザー配置による困難案件への対応強化	—			▶
	■子ども家庭支援センター・児童相談所等との連携強化	—			▶

5 国際理解教育の推進

小学校・中学校においては、各教科、道徳、特別活動や総合的な学習の時間を通して行われる国際理解教育の中で、区内の大学等の留学生や大使館員の方などをゲストティーチャー*²³に迎えた交流会を実施します。特にオリンピック・パラリンピック教育における世界ともだちプロジェクト*²⁴として各校が担当する国や地域を学習し、大使館等と連携して積極的に交流活動等に取り組みます。

また、外国の学校などとの交流活動を活発に進め、国や文化の違いを理解し、国際的な視野を広め、共に生きていくための態度を養います。

推進事業	実施策	29年度	30年度	31年度	32年度
28 世界ともだちプロジェクトの推進	■海外の学校との手紙や作品などの交流 新規	検討	実施	拡充	→
	■留学生や大使館員の方などを迎えた交流会の実施 新規				→
29 国際交流事業の推進・支援	■各学校が独自に実施する外国の学校等との交流活動への支援				→

6 伝統と文化に関する教育の推進

国際社会で活躍する日本人の育成を図る上で、我が国や郷土の伝統、文化を理解するため、小・中学校では、区の伝統芸能保持者や芸術家等を学校に招き、演技などの鑑賞を通して、日常生活の中に生きる伝統文化に触れる活動を推進します。

また、児童・生徒の発達の段階を踏まえ、国語科(古典・民話)、社会科(郷土の偉人・遺産)、音楽科(民謡・和楽器)、図画工作科・美術科(工芸品・美術品)、技術・家庭科(伝統的な生活文化)などにおける伝統文化に関する学習を推進します。

推進事業	実施策	29年度	30年度	31年度	32年度
30 伝統芸能保持者の学校派遣	■能・狂言師派遣事業(体験ワークショップ)の実施				→
	■和楽器体験ワークショップの実施				→
31 日本文化の体験事業の実施	■茶華道体験事業の実施 新規	検討 実施	拡充		→

7 環境教育*²⁵の充実

区独自の「学校版めぐろグリーンアクションプログラム*²⁶」を活用し、児童・生徒・教職員が一体となって積極的かつ継続的に省エネルギー・省資源活動に取り組み、環境学習を推進します。

推進事業	実施策	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
32 学校版めぐろグリーンアクションプログラムの実施	■学校版めぐろグリーンアクションプログラムの実施 全小・中学校				▶

8 体験学習の実施

自然宿泊体験教室*²⁷や職場体験を経験することにより、自然や生命を尊重する心や他人への思いやりのある心をはぐくみ、主体的に進路を選択決定する態度や意欲などを培うなど、豊かな人間性や豊かに生きるための価値観を養います。

推進事業	実施策	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
33 自然宿泊体験教室事業の実施	■清里・ハヶ岳エリアでの実施 全小学校 中学校 8 校				▶
	■興津・勝浦エリアでの実施 全小学校				▶
	■宮城県気仙沼市大島エリアでの実施 小学校 1 校 中学校 1 校				▶
	■角田自然宿泊体験教室（ハヶ岳代替実施） 小学校 3 校				▶
34 職場体験活動の実施	■中学校 2 年生を対象とした職場体験の実施 全中学校				▶

9 特別活動の充実

学級活動や児童会・生徒会活動、学校行事などの特別活動を充実させ望ましい集団活動を行い、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力をはぐくんでいきます。

推進事業	実施策		29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
35 学級活動の活性化	■児童・生徒の主体的な話し合い活動を重視した学級活動の推進 新規	全小・中学校	検討	実施		▶
36 東京ユースボランティア* ²⁸ の推進	■ボランティア活動の充実・拡大	全小・中学校 幼稚園 こども園	充実・拡大			▶
37 スマイルプロジェクト* ²⁹ の推進	■高齢者や障害者等の理解につながる福祉体験活動の充実・拡大	全小・中学校 幼稚園 こども園	充実・拡大			▶
38 連合行事の実施・充実	■音楽鑑賞教室の実施	全小・中学校				▶
	■連合音楽会の実施	全小・中学校				▶
	■中学校連合体育大会の実施	全中学校				▶
	■特別支援学級連合運動会の実施	小・中学校				▶
	■連合展覧会の実施	全小・中学校 幼稚園 こども園				▶
	■演劇鑑賞教室の実施 新規	全小学校				▶

取組の方向③

健やかな体の育成

体力は、人間の発達・成長を支える基本的な要素であり、健康の維持にも関わります。体力向上の施策や健康教育を通して、子どもたちが生涯にわたって運動に親しむ態度や意欲・関心を高める取組を推進し、子どもたちの健やかな体の育成を図ります。また、子どもたちの健全な食生活の実践に向けて食育を推進します。

現状・取組の必要性

- テレビ、ゲーム、スマートフォン等情報機器の長時間の使用や塾通いなど、子どもの運動機会は減少しています。東京都統一体力テストの実態を把握・分析し、改善を図るとともに、これらの取組を通じて、学校における児童・生徒の体力・運動能力等の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立する取組が必要です。
- 核家族化の進展や生活様式の多様化により「食」を取り巻く状況が大きく変わりつつあるとともに、食品の安全性の問題や栄養の偏りなどから起こる過度の肥満や痩身の問題等が指摘されています。学校においては、学校給食を活用した指導の充実を図るとともに、学校教育活動全体で食に関する指導を充実する取組が必要です。

推進施策

1 体力向上に向けた取組の推進

区独自に作成した「めぐろ子どもスポーツ健康手帳^{*30}」（小学校）及び「健康増進・体力向上リーフレット^{*31}」（中学校）を活用し、個々の目標を立てて体力の向上や生活習慣の改善など、家庭とも連携しながら健康の保持増進及び体力向上の取組を進めます。

また、体力テストを実施し、結果の分析・活用を推進します。

推進事業	実施策		29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
39 スポーツ健康手帳・リーフレットの活用	■「めぐろ子どもスポーツ健康手帳」の改定・活用	全小学生	見直し	改定	配布活用	→
	■「健康の保持増進・体力向上リーフレット」の改定・活用	全中学生	見直し	改定	配布活用	→
40 体力テストの実施	■東京都統一体力テストの実施・活用	全小・中学校				→
41 オリンピアン等との交流	■オリンピアン・パラリンピアン等と直接交流する機会の充実	全小・中学校				→

2 健康教育の推進

児童・生徒が生涯にわたって健康・安全で活力ある生活を営むことができるよう、発達段階に応じた健康教育を進めます。

小学校では健康課題のある児童に対し、学校健康トレーナー^{*32}の派遣を行い一人ひとりの課題に応じた運動指導などを行います。

また、めぐろ元気あっぷ教室の開催や小児生活習慣病専門医等による健康相談・講演を実施し、学校医と連携しながら、学校、児童・生徒、保護者への支援体制を強化するとともに、学校歯科医との連携により、各学校に応じた形で給食後の歯磨き運動の取組を進めます。

推進事業	実施策	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
42 健康課題解決に向けた事業実施	■区独自に任用した学校健康トレーナーの学校派遣	全小学校			▶
	■「めぐろ元気あっぷ教室」の開催	小学校	年75回程度		▶
	■小児生活習慣病専門医等による健康相談・講演	小学校			▶
43 給食後の歯磨き運動の推進	■給食後の歯磨き運動の実施・推進	全小・中学校			▶

3 食育^{*33}の推進

栄養教諭・学校栄養職員と教員が連携し、「学校における食育指針」に基づいた取組を推進します。日本各地の郷土食や行事食、世界の食文化を理解するための世界の料理等の特別給食を実施するなど、学校給食を活用した食育の推進を図ります。食の安全確保に努め、食材を厳選するとともに地産地消の取組なども進めていきます。

また、食育実践事例集として発行した「みんな大好き学校給食」の普及・啓発、給食だよりやホームページによるお知らせ、給食の試食会などを通じて情報提供等を行い、学校、家庭、地域が連携した食育の取組を推進します。

さらに、給食食材に対する保護者等の不安軽減を図るため、給食の主要な食材である米、牛乳及び使用前食材の放射性物質検査を実施し、ホームページで公表します。

推進事業	実施策	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
44 食育の取組の充実	■食育指針に基づく食育の推進	全小・中学校 幼稚園 こども園			▶
	■特別給食の実施	全小・中学校			▶
	■食育実践事例集の普及・啓発	—			▶
45 安全・安心な学校給食の提供	■食物アレルギー対策への取組	全小・中学校 こども園			▶
46 給食食材の放射性物質検査	■検査の実施・公表	全小・中学校 こども園			▶

取組の方向④

学校における質の高い教育環境の確保

確かな学力の定着や豊かな人間性の育成、健康の増進と体力の向上など、学校教育の様々な課題を解決していくために、校長のリーダーシップの下、全教職員が一体となって組織的・機動的に取り組めます。

現状・取組の必要性

- 経験の豊かな教員が退職期を迎え、教職経験の少ない教員の占める割合がますます高まる中、各学校においては校長のリーダーシップの下、全教職員が一体となって組織的・機動的に取り組んでいく必要があります。
- 近年、区立中学校への進学率（在籍率）は55%程度で推移しています。区立中学校が一定の規模を維持し、多様な人間関係を通じた学習活動等を充実していくには、区立中学校の魅力を一層高めていく必要があります。
- 区立小・中学校の特別支援学級に在籍・通級する児童・生徒数は、増加傾向にあり、一人ひとりの障害の種類や程度も多様化しています。特別な支援が必要な児童・生徒は通常の学級においても増加の傾向にあり、一人ひとりの障害特性に応じた十分な指導や支援が必要です。
- 外国籍の児童・生徒などの日本語指導が必要な児童・生徒に対しては、「特別の教育課程」を編成し、当該児童・生徒が各教科その他の教育活動に参加できるよう指導していくことが求められています。
- 子どもの成長や発達に連続しており、長期的な視野に立って人間関係や生活経験を広げていくなど小学校から中学校へと発達の段階を踏まえ、小学校と中学校間の連携や中学校区内の小学校同士の連携を図る必要があります。

推進施策

1 信頼される教員の育成

学校においては、教育目標の達成を目指して校長の責任の下に具体的な学校経営方針を策定するとともに、校内研究、校内研修等を充実させ、教職員一人ひとりが教育課題に対する理解と認識を深め、授業力や指導力など教職員としての資質・能力の向上を図ります。

また、教職経験の少ない教員の研修を計画的に進め、教員一人ひとりの指導力に応じた教員研修のあり方を検討していきます。

さらに、授業力の優れた教員の表彰等の制度^{*34}を生かし、教員の励みとするとともに、その優れた指導技術を継承・活用し、小・中学校の総合的な教育力（学校力）の向上を図ります。

推進事業	実施策		29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
47 教員人材育成のあり方の検討	■「目黒区教員人材育成基本方針」の作成 新規	—	作成	—	—	—
	■「目黒区教員人材育成基本方針」に基づく研究・研修計画の作成	—	—	作成	→	→
48 職層研修の充実	■新規採用教員研修の継続的实施	—	→	→	→	→
	■年次別研修の実施	—	→	→	→	→
	■管理職研修の実施	—	→	→	→	→
49 教育課題に応じた研修の充実	■教育課題に応じた研修の実施	—	→	→	→	→
	■区の実態に応じた研修の実施	—	→	→	→	→
50 教員表彰制度の運用	■授業スペシャリストの表彰	—	→	→	→	→
	■授業スペシャリストを活用した研修の実施	—	→	→	→	→
51 特別支援教育の視点をもつ教員の育成	■特別支援教育研修の実施（各学校から1名）	—	→	→	→	→
	■特別支援学級教員向け研修の実施（集合研修・学識経験者や特別支援教育担当指導主事による巡回指導）	—	→	→	→	→

2 チーム学校^{*35}の推進

社会の急速な変化や児童・生徒を取り巻く教育環境の変化への対応など、学校教育の様々な課題を解決するため、各学校においては、業務環境の改善を図り、児童・生徒を取り巻く学校関係者がチームとして機能するよう努めます。

推進事業	実施策		29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
52 小学校における副担任制の推進	■副担任制の実施	小学校	充実	→	→	→
53 小学校における教科担任制等の推進	■教科担任制又は交換授業の推進	小学校	充実	充実	→	→
54 スクールカウンセラーの活用	■スクールカウンセラーの活用	小・中学校 幼稚園 こども園	拡充 （幼稚園・こども園）	拡充 （幼稚園・こども園）	→	→
55 スクールソーシャルワーカーの活用	■スクールソーシャルワーカーの活用	—	拡充	→	→	→
56 校務改善の推進	■校務支援システムの活用の推進	全小・中学校	→	→	→	→

3 学校の創意を生かした学校づくりの促進

各学校においては、区が採用している二期制^{*36}の特性を生かして学習内容の定着を図る特別学習期間^{*37}や保護者、児童・生徒を交えた相談期間の設定、さらに地域の中の学校間交流、独自の体験学習などの学習活動を取り入れるなど、教育活動を工夫して創意にあふれた学校づくりを進めます。

推進事業	実施策	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
57 各学校の創意を生かした教育計画・指導計画の作成	■二期制・夏季休業の短縮を生かした授業時数の確保	全小・中学校			▶
	■体験学習などの二期制を生かした教育活動の実施	全小・中学校			▶
58 隣接学校希望入学制度	■隣接学校希望入学制度の実施	全小・中学校			▶

※「58 隣接学校希望入学制度」は、平成28年度に制度についての見直しの必要性を検証しているため、その結果を踏まえた内容に変更することがあります。

4 特別支援教育^{*38}の推進

発達障害を含む障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応え、合理的な配慮を踏まえた適切な学校経営を推進し、個の能力や可能性を最大限に伸ばす多様で柔軟な教育が展開されるよう、支援体制を確立します。

(1) 支援体制の整備・充実

東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画により、在籍小学校における特別支援教室事業を実施します。また、在籍中学校での支援を中心とする「特別支援教室モデル事業^{*39}」を実施するとともに、実施結果について検証等を行い、発達障害等の生徒に対する支援を充実します。さらに、特別支援教育支援員^{*40}の配置による通常の学級における児童・生徒への支援も充実します。

各小・中学校では、校内委員会^{*41}の充実を図るとともに、医療、心理、教育の専門的な視点で助言を行う専門家の派遣などを行います。また、特別支援教育を推進する専門員が学校を巡回し、指導の充実を図ります。

推進事業	実施策	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
59 発達障害等の児童・生徒に対する支援体制の整備	■小学校における特別支援教室事業の充実	全小学校			▶
	■中学校における特別支援教室モデル事業の実施	全中学校	モデル事業実施	本格実施 [都予定]	▶
	■特別支援教育支援員に対する研修	—			▶
	■目黒区特別支援教育推進計画改定（第四次）	—	検討	改定	実施

推進事業	実施策		29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
60 校内委員会の機能充実	■特別支援教育コーディネーター連絡会における研修会の実施	全小・中学校				▶
	■特別支援教室事業に係る校内研修の実施	全小・中学校				▶
61 巡回相談員チームの学校派遣及び専門的な相談支援体制の充実	■特別支援教育専門員（教育、心理、医療）による要請訪問の実施	小・中学校 幼稚園 こども園				▶
	■就学相談員による継続相談の実施	小・中学校 幼稚園 こども園				▶

(2) 交流及び共同学習*⁴²の充実

障害者である児童・生徒と障害者でない児童・生徒が互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ、交流及び共同学習の充実を図ります。

推進事業	実施策		29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
62 交流及び共同学習の充実	■特別支援学級と通常の学級における交流及び共同学習の実施	小・中学校 (特別支援学級設置校)				▶
	■副籍制度を利用した特別支援学校と小・中学校との直接的・間接的交流の実施	小・中学校				▶
	■知的障害学級同士の交流	小・中学校				▶

(3) 就学相談の充実と関係機関との連携強化

障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応えられるよう、教育的支援に係る諸課題を検討する教育支援委員会を開催するとともに、就学前ガイダンスを実施するなど就学相談の充実を図ります。

また、地域全体での支援を進めるため、幼稚園、こども園、保育園等や保健、医療、福祉、就労等の関係機関との連携の強化を図ります。

推進事業	実施策		29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
63 教育支援委員会の開催	■教育的支援に係る諸課題を検討する教育支援委員会（教育支援推進委員会）の開催	—				▶
64 就学相談の充実	■幼稚園、こども園、保育園への就学前ガイダンスの実施	—				▶
	■就学支援シートの見直し・活用	—	検討 実施			▶
	■就学相談に係る職員体制の見直し・充実 新規	—	検討 充実			▶
65 関係機関との連携強化	■特別支援教育協議会の設置 新規	—	検討 設置			▶

5 日本語指導の充実

帰国児童・生徒や外国人児童・生徒を対象とした日本語指導について、大学との連携・協力によって、当該児童・生徒が自信をもって学校生活を送れるように支援していきます。

推進事業	実施策		29年度	30年度	31年度	32年度
66 教員の日本語指導力の向上	■大学との連携による日本語能力の把握に基づいた指導の実施	—				▶
	■日本語指導担当者連絡会の開催	—	年6回程度			▶
67 日本語教室の実施	■大学との連携による日本語教室の開設	小・中学校	随時開設			▶

6 小学校・中学校間の連携・交流の強化

各学校においては、小学校と中学校の連携・交流を強化するために作成した「小・中連携子ども育成プラン^{*43}」を基に、児童会・生徒会の交流、小学生の部活動見学・体験をはじめ、地域教育懇談会^{*44}と連携した活動など家庭や地域との連携を図りながら、児童・生徒の学びや成長・発達を支えます。

教職員間においては、小中合同研修・合同研究、合同授業研究会などを積極的に実施し、小学校・中学校間の連携をこれまで以上に強化します。

推進事業	実施策		29年度	30年度	31年度	32年度
68 小学校・中学校間の連携・交流の強化	■「小・中連携子ども育成プラン」の活用	全中学校区				▶
	■中学校教員による出前授業の推進	全小・中学校				▶
69 部活動の見学・体験入部の実施	■小学生による部活動の見学・体験入部の実施	全小・中学校				▶
70 児童会・生徒会の交流活動の推進	■地域単位のあいさつ運動等の実施	全中学校区				▶
	■中学校訪問・見学時の生徒会による学校説明	全小・中学校				▶
	■小学校行事における中学生の奉仕活動の実施	中学校				▶

7 幼稚園、こども園、保育園等と小学校との円滑な接続

幼稚園、こども園、保育園等と連続性を意識した小学校の受入れ体制を整備するとともに、教職員合同研修会・連絡会、就学前ガイダンスの実施や児童と幼児の交流の機会を設けるなど連携した活動を進めます。

また、円滑な接続に向けて、幼稚園、認定こども園^{*45}での保育・教育指導資料を作成し、活用の充実を図るとともに、小学校におけるスタートカリキュラム^{*46}の導入を促進します。

小学校では、必要な学級へ小1学級支援員^{*47}を任用、配置し、一人ひとりの児童が入学直後の学校生活に適応できるよう支援を行います。

推進事業	実施策		29年度	30年度	31年度	32年度
71 幼稚園、こども園、保育園等と小学校との円滑な接続	■教職員合同研修会・連絡会の実施	—				▶
	■児童と幼児の交流の機会を設定	—				▶
	■小学校におけるスタートカリキュラムの活用	小学校				▶
	■幼稚園、こども園、保育園等におけるアプローチカリキュラムの活用	幼稚園 こども園 保育園等				▶
72 小1学級支援員の任用	■小1学級支援員の配置	全小学校				▶
73 就学前ガイダンス等の実施	■特別支援教育専門員による区立幼稚園・こども園への巡回訪問	—				▶
	■幼稚園、こども園、保育園への就学前ガイダンスの実施	—				▶

取組の方向⑤

子どもの安全・安心の確保

自然災害、犯罪や事故から子どもたちを守るための安全管理について、より一層の充実を図るため、防災教育や家庭・地域と連携した子どもの安全・安心を確保する取組を推進します。

現状・取組の必要性

- 台風やゲリラ豪雨、首都直下型地震などの自然災害に備える必要があります。災害から子どもたちを守るため、自ら主体的に行動ができるよう実践的な避難訓練の実施など防災教育の充実に引き続き取り組む必要があります。
- 児童の登下校中の事故や事件などが各地で発生しているため、安全で安心な通学路の対策強化に取り組む必要があります。
- 社会問題化しているネット依存やネットによる犯罪被害に子どもたちが巻き込まれないよう、情報モラルに関する教育を一層推進する必要があります。

推進施策

1 家庭・地域の協力による安全対策

学校緊急情報連絡システム^{*48}の活用、PTAや地域住民による見守りや声かけ、地域パトロール、「こども110番の家^{*49}」など、学校と地域が協力して児童・生徒の安全を確保するためのネットワークの充実を図ります。

推進事業	実施策		29年度	30年度	31年度	32年度
74 めぐろ子ども見守りメール（学校緊急情報連絡システム）の運用	■防犯・防災等の情報共有	全小・中学校 幼稚園 こども園				▶
75 地域の協力による安全ネットワークの充実	■「こども110番の家」協力家庭の登録促進	区内 近隣地域				▶

2 生活安全教育の推進と安全体制の確保

学校における生活安全・危機対策では、学校の施設・設備などハード面での対応に加え、危機管理マニュアル^{*50}の徹底や安全教育の充実など、学校運営等のソフト面の対応も併せて実施します。

また、インターネット上での誹謗中傷やいじめ、犯罪や違法有害情報の問題、消費者トラブルの複雑化を踏まえ、子どもたちがトラブルや事件に巻き込まれずに、犯罪等の被害者又は加害者にならないよう家庭と連携しながら情報モラル^{*51}の指導などを進めていきます。

推進事業	実施策	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
76 計画的な安全教育の推進	■セーフティ教室 ^{*52} の実施	全小・中学校			▶
	■防犯教育プログラム ^{*53} の実施	全小学校	見直し		▶
	■地域安全マップ ^{*54} の作成	全小学校			▶
	■交通安全教室の実施	全小・中学校			▶
	■スケアードストレート方式 ^{*55} による中学生自転車安全教室の実施	中学校 3 校			▶
	■普通救命講習会の実施	中学校			▶
77 情報モラル教育の充実	■情報モラルに係る授業の実施	全小・中学校			▶
	■ICT支援員 ^{*56} の活用	全小・中学校			▶
	■「目黒区児童・生徒の携帯電話等の使用に関する指針」の活用	全小・中学校			▶

3 防災教育の推進

防災教育では、児童・生徒が地震などの災害に直面したときに、自他の生命尊重を基盤として、危険を予測し回避する能力を身に付け、自ら主体的に適切な行動ができる態度を育成するため、発達段階に応じた防災教育を推進します。

また、学校では、「学校防災マニュアル」の定着を図るとともに、実践的な防災訓練を実施するなど、児童・生徒の安全確保を重視した系統的な防災教育に取り組みます。

推進事業	実施策	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
78 防災教育の推進	■学校ごとの防災マニュアルの活用	全小・中学校			▶
	■実践的な避難訓練の実施	全小・中学校	月 1 回		▶
	■防災検定の実施	小・中学校	拡充 (中学校)		▶

取組の方向⑥

家庭・地域との連携

学校は、保護者や地域との積極的な連携により、ともに児童・生徒の健全な成長を図ることが大切です。学校を核として、家庭・地域と連携することにより、信頼関係を構築するとともに、学校が子どもたちの実情に応じた教育活動を展開する取組を推進します。

現状・取組の必要性

- 家庭環境の変化や価値観の多様化は、親と子どものふれあいや語らいの時間を希薄にしています。地域においても、子どもと大人が関わる機会が減少しています。学校・家庭・地域がそれぞれの役割と教育的責任を果たすことにより、社会全体として子どもを育成することが求められています。

推進施策

1 地域の人材や資源を活用した教育活動の推進

地域にある図書館、児童館、美術館、歴史資料館などと連携し、読書活動、体験活動、郷土学習活動等に関する教育活動の充実を図ります。

また、専門的な知識・技能をもつ人などの人材を、ゲストティーチャーとして学校に招き、生き方や働くことの尊さを実感できる機会をつくるとともに専門的な知識・技能を生かした様々な教育活動の中で活用します。

推進事業	実施策		29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
79 ゲストティーチャーの活用	■ゲストティーチャーの活用	小・中学校	充実			▶
80 美術館・文化ホールを活用した事業実施	■目黒区美術館の活用（連合展覧会）	全小・中学校 幼稚園 こども園				▶
	■パーシモンホールの活用（音楽鑑賞教室（小・中）、連合音楽会（小・中）、理科講演会（中）、演劇鑑賞教室（小））	全小・中学校	拡充			▶
81 伝統芸能保持者の学校派遣 ※ 30 再掲	■能・狂言師派遣事業（体験ワークショップ）の実施	小学校				▶

2 部活動の充実

生徒にとって部活動は、学校生活の魅力のひとつであり、生徒の心身の健康をはぐくむとともに、自主性や協調性などの社会性を身に付けるうえで有用な活動でもあります。

地域、大学等との協力により外部指導員^{*57}を確保し、その一層の活用を図るなど、部活動を学校教育の一環としてより充実させます。

推進事業	実施策	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
82 部活動支援の充実	■外部（顧問）指導員採用への支援 全中学校				▶
	■合同部活動合宿への支援 全中学校				▶
	■各種大会参加費の補助 全中学校				▶

3 学校施設の活用による放課後事業の充実

児童が放課後を安全に楽しく過ごせ、遊びを通じた体力向上などが図れるよう、条件整備を進めながら学校施設の活用により「ランドセルひろば^{*58}」事業を充実します。

また、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、交流活動等の取組を実施します。

子どもたちの豊かな人間性を養うために、学校・P T A・地域の連携による「子ども教室^{*59}」事業について、実施小学校区の拡大や、教室内容の充実を図ります。

推進事業	実施策	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
83 ランドセルひろばの充実	■管理運営員の資質向上のための研修 —	充実			▶
	■効果的・効率的な運営の検討 —	検討			▶
84 子ども教室事業の推進	■子ども教室の実施小学校区の拡大及び実施団体の意向を踏まえた子ども教室内容の充実 —	拡充			▶
85 放課後子ども総合プラン ^{*60} の推進	■関係所管課及び事業関係者との連携・協力による協議会の設置及び同一プログラムを中心とした放課後フリースクール事業の実施 新規 —	導入検討	導入検討	1 か所設置	▶

4 学校評価^{*61}の活用による教育活動と学校運営の改善・充実

児童・生徒、保護者、地域の方々、教職員による学校評価アンケートや学校評価委員会の結果を踏まえて、社会に開かれた教育課程^{*62}を編成し、学校教育の改善を図ります。また、第三者による評価制度により学校経営に対する評価を行い、学校経営の改善を図ります。

さらに、PTAとの連携強化や学校評議員^{*63}制度などを活用するとともに、学校だよりや学校のホームページ等を活用して特色ある教育の実践や日常の教育活動を積極的に情報公開し、より開かれた学校、信頼される学校づくりを推進します。

推進事業	実施策	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
86 学校評価の実施・活用	■学校評価アンケートの実施・公表	全小・中学校 幼稚園 こども園			▶
	■学校評価委員会での評価の実施	全小・中学校 幼稚園 こども園			▶
87 第三者評価制度実施	■第三者評価者の学校参観やヒアリング等による評価の実施	全小・中学校			▶
	■評価結果に基づく改善プランの作成、学校経営改善への活用	全小・中学校			▶
88 学校評議員制度の活用	■学校評議員の委嘱	全小・中学校 幼稚園 こども園			▶
	■学校評価委員会への参加と学校経営に対する意見・助言の聴取	全小・中学校			▶

取組の方向⑦

快適な学校環境の整備

子どもたちと教職員の生き生きとした学校生活や教育活動を支えるために、快適な学校環境を整える取組を推進します。

現状・取組の必要性

- 区立小・中学校の校舎等は、建築後30年以上経過しているものが多くを占めています。築年数を勘案して、校舎等の改築、改修等及び適切な維持管理を推進して学校環境の向上を図る必要があります。
- 今日、情報通信機器の発達やインターネットを通じたサービス産業の拡大は、情報収集・活用の方法を大きく変化させています。情報通信機器等の発達をより有用なものとするための条件整備を進める必要があります。
- 児童・生徒の主体的・意欲的な学習活動を進め、豊かな感性や情操をはぐくむため、読書活動の推進や図書館の機能を充実させていくことが必要です。
- 区立中学校は、近年の少子化や国私立中学校への進学志向などの影響により小規模化が続いています。このことにより、活力ある学習活動や部活動の展開に制約を生み、学習集団が固定化したり、集団活動を通じた人間関係の広がりが十分とはいえなくなるなど、教育活動において様々な影響が生じており、適正規模・適正配置の推進を図る必要があります。

推進施策

1 校舎の改築等の推進

子どもたちが安心して充実した学校生活を送れるよう建築年度が古い校舎等のある学校から改築等を推進します。東山小学校は平成29年度完成に向けて改築工事を着実に進めます。

一方、他の学校の校舎改築等は、今後策定する区有施設の見直し計画を踏まえて取組を検討します。

推進事業	実施策		29年度	30年度	31年度	32年度
89 小学校改築等	■東山小学校の改築	東山小学校	建築工事 解体工事	—	—	—
	■区有施設の見直し計画を踏まえ、改築や長寿命化対策等を検討	—	検討			

※実施策に実施計画事業とあるのは、目黒区実施計画（平成27～31年度）に掲げる事業を示します。

2 学習・生活環境の改善

児童・生徒が1日の長い時間を過ごす学校での安全性や快適性を維持するため、学習環境・生活環境の改善を図ります。特に児童・生徒の生活様式の変化に合わせた生活環境の改善を図るため、トイレの環境改善を行います。また、改善が必要な校庭を計画的に整備するとともに水道水の直結化工事^{*64}を進めます。

推進事業	実施策		29年度	30年度	31年度	32年度
90 トイレの環境改善	■トイレの改修工事	小・中学校	6校	6校	6校	6校
91 校庭の整備	■校庭整備工事の計画的実施	小・中学校	2校	2校	2校	2校
92 水道水の直結化工事	■工事の計画的実施	小・中学校	2校	2校	2校	2校

3 教室のICT環境整備^{*65}と校務の情報化の推進

情報教育においては、安全な校内LAN^{*66}環境の中で実際にコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみながら、基本的な操作を身に付け、適切に活用できる力をはぐくむことが必要です。そのため、十分なセキュリティを保った校内LAN基盤を整備した上で、年次計画に基づきコンピュータ教室等の学習用ICT機器の更新・充実を図ります。また、国の動向を見守りながら「学校ICT環境整備方針」の改定を検討します。

教職員の校務処理に係るICT環境を整備し、安定的に運用することにより、教職員間の情報共有や校務の負担軽減を図り、校務の改善及び児童・生徒と向き合う時間の拡大につなげます。

推進事業	実施策		29年度	30年度	31年度	32年度
93 学校のICT環境整備	■学校ICT環境整備の実施 実施計画事業	小・中学校	小学校9校 中学校3校 機器入替え	小学校8校 機器入替え	小学校1校 中学校2校 機器入替え	中学校1校 機器入替え
	■学校ICT環境整備方針の改定	—	検討	改定	実施	-----▶
94 校務用システムの改善	■学校校務LANシステムの整備・維持・改善の実施	小・中学校	維持管理	-----▶	機器入替え 改善	維持管理

※実施策に「実施計画事業」とあるのは、目黒区実施計画（平成27～31年度）に掲げる事業を示します。32年度の取組内容は、学校ICT環境整備方針に基づく予定を記載しています。

4 図書館機能の充実と読書活動の推進

学校図書館支援員^{*67}の学校への配置を継続し、各学校の保護者ボランティアへの支援と学校図書館の整備を推進します。

また、区立図書館が行う団体貸出、小学校への出張おはなし会などの活用や学校図書館の蔵書の充実を図ります。

推進事業	実施策		29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
95 学校図書館蔵書の充実	■学校図書館蔵書の充実	全小・中学校				▶
96 図書館ボランティア・学校図書館支援員の活用等	■学校図書館支援員の配置	全小・中学校				▶
	■学校図書館ボランティアの活用	全小・中学校				▶
97 区立小・中学校向け図書館サービスの実施	■団体貸出（定期・テーマ別）の充実	全小・中学校				▶
	■出張おはなし会の実施	小学校	随時			▶
	■図書館見学の受入れ	小・中学校	随時			▶
	■職場体験の受入れ	中学校	随時			▶
	■児童・ヤングアダルト（YA）資料の小・中学校への無償提供	—	年 1 回			▶
	■図書委員（児童・生徒）向け修理講習会の実施	小・中学校	随時			▶
	■図書館支援員等向け修理講習会の実施（初級・中級）	小・中学校	年 2 回			▶

5 区立中学校の適正規模の確保と適正配置の推進

区立中学校の小規模化による課題を解消するため、目黒中央中学校、大島中学校に続き、南部・西部地区の第七・第八・第九・第十一中学校の統合に向けて取り組みます。そのため、統合実施策をまとめ、統合方針「望ましい規模の区立中学校の実現を目指して」を改定します。

一方で、この改定の時期に影響を与える様々な課題があります。施設改修等に当たっての判断材料とするため、平成 26 年度に対象 4 校の耐力度調査を行いました。文部科学省が調査方法の改定について検討することとしたため、その動向を注視することとし、調査結果は内部の参考資料としています。また、平成 29 年度に策定予定の区有施設見直し計画や東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の建設業に対する影響なども踏まえて検討する必要があります。

このような課題にひとつひとつ取り組みながら、南部・西部地区の区立中学校の統合に向けて鋭意検討し、子どもたちが互いに切磋琢磨し、魅力と活力ある学習環境や部活動の展開の実現を目指します。

推進事業	実施策		29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
98 南部・西部地区の区立中学校の統合に向けた取組	■統合方針の改定及びその統合実施策に基づく取組	第七・第八・第九・第十一中学校 実施計画事業	▶	未定		▶

※実施策に**実施計画事業**とあるのは、目黒区実施計画（平成 27～31 年度）に掲げる事業を示します。30 年度以降のスケジュールは、次期実施計画改定時に明確化します。

オリンピック・パラリンピック教育の推進

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を子どもたちにとって貴重な機会と捉え、豊かな国際感覚の醸成や日本人としての自覚と誇りを持てるような取組などのオリンピック・パラリンピック教育を推進します。

1 取組に当たっての基本的枠組

「オリンピック・パラリンピックの精神」「スポーツ」「文化」「環境」を合わせた4つのテーマと、「学ぶ」「観る」「する」「支える」の4つのアクションを組み合わせた多彩な取組（「4×4の取組」）を推進します。

<「4×4の取組」の展開イメージ>



2 重点的に育成する資質

(1) 豊かな国際感覚と日本人としての自覚と誇りの醸成

外国語活動・外国語教育、国際理解教育や伝統・文化教育を通じて、外国人とのコミュニケーション能力や世界の多様性を受け入れる力を養うとともに、日本人の規範意識・道徳的素養などを身に付け、日本人としての自覚と誇りを持てるような教育を進めます。

(2) 障害者理解の促進

人権教育、道徳教育、体力向上に向けた取組や特別支援教育を通じて、障害者スポーツの体験や障害者との交流など、障害者理解を深める教育を進めます。

(3) スポーツ志向の醸成

様々なスポーツを体験することにより、体力の向上や健康づくりに自ら意欲的に取り組む態度を養う教育を進めます。

(4) ボランティアマインドの醸成

子どもたちの発達段階に応じたボランティア活動に取り組み、ボランティアマインドを醸成する教育を進めます。

3 重点的に育成する資質を伸ばすためのプロジェクト

重点的に育成する資質の向上のため、各校におけるプロジェクトの実施により、日常的に行っている独自の取組を更に活性化していきます。実施に当たっては、区の関連部署と連携します。

学校教育プランにおいて、推進事業に掲げるプロジェクトは次のとおりです。

推進事業名	事業内容
28 世界ともだちプロジェクトの推進 P14	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に参加予定の5か国・地域を一つのグループとして、教育委員会が割り当てた大会参加予定国・地域を幅広く学び（第1段階）、可能な限り調べた国の中から、外国人や大使館等との交流（第2段階）へと深化させていく。
36 東京ユースボランティアの推進 P16	各校が普段から取り組んでいる地域清掃、地域行事、地域防災活動、スポーツ大会、障害者・高齢者施設等でのボランティアなど、社会奉仕の精神を養う取組の充実・拡大を図る。
37 スマイルプロジェクトの推進 P16	各校で計画的に行っている高齢者介護施設や障害者施設の訪問、障害のある人が感じる不便や不安を直接体感する体験活動、障害者スポーツの観戦等の思いやりの心を育てる取組や、障害の有無にかかわらず幼児・児童・生徒の相互理解を図るための教育を充実・拡大させる。
41 オリンピアン等との交流 P17	夢に向かって努力したり困難を克服したりする意欲等を培い、進んで平和な社会や共生社会の実現に貢献できるよう、オリンピアン等と直接に交流することができる機会を設ける。

※上記3に掲げるプロジェクトのほか、各校（園）で行っている様々な教育活動に関連付け、年間35時間程度を目安として、全校（園）でオリンピック・パラリンピック教育を展開します。